狛 江 市 の 監 査

平成 27 年版

（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月監査結果）

狛江市監査委員事務局

ま　え　が　き

「狛江市の監査（平成27年版）」を作成しました。

これは、平成26年度（平成26年4月1日～同27年3月31日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。

併せて、参考のため、地方自治法第199条第12項の規定に基づく市長等の措置通知文書についても掲載しました。

平成27年5月

目　　次

1　定　期　監　査

（1）平成26年度定期監査の結果について　（報告）……3
監査対象　　総　務　部
総　務　課、安心安全課、職　員　課、施　設　課

2　財政援助団体監査

（1）平成26年度財政援助団体監査の結果について（報告）……25
団　　体　　社会福祉法人　　狛江保育園
所管課　　児童青少年部　　児童青少年課

3　指定管理者監査

（1）平成26年度指定管理者監査の結果について（報告）……37
団　　体　　一般財団法人狛江市文化振興事業団
所管課　　市民生活部　地域活性課

4　監査に係る措置結果

（1）平成24年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）……55
措置報告　　企画財政部　秘書広報室、政策室、財政課、市史編さん室

（2）平成24年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）…63
措置報告　　市民生活部　地域活性課

（3）平成25年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）……67
措置報告　　教育部　社会教育課、公民館、図書館

（4）平成26年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）…71
措置報告　　児童青少年部　児童青少年課

（5）平成26年度指定管理者監査の結果に基づく措置について（通知）……75
措置報告　　市民生活部　地域活性課

1　定　期　監　査

（写）

狛監委発第 100099 号
平成 27 年 3 月 23 日

狛江市長　　高橋　都彦　様
狛江市議会議長　　石井　　功　様

狛江市監査委員　　栗　山　輝夫

同　　佐々木　貴史

平成 26 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定に基づいて別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成26年度

定期監査報告書

総　務　部

総　務　課

安心安全課

職　員　課

施　設　課

狛江市監査委員

平成26年度定期監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項の規定による監査

第２　監査の範囲

平成26年４月１日から平成26年11月30日までに執行した財務に関する事務と関連する事業

第３　監査の対象

総務部　総務課、安心安全課、職員課、施設課

第４　監査の期間

平成26年12月９日から平成27年３月23日

［監査の実施日　平成27年１月23日］

第５　監査の主眼及び方法

財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に、関係書類の審査と担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続により実施した。

第６　監査の結果

対象となった課における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに関連する事業について、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。

以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

総　務　課

１　収入印紙について

印紙税の納税義務者は請負事業者であり、収入印紙の貼付については税務署が判断すべきものであるが、収入印紙を貼付すべき課税文書に該当する契約書において、仮に、貼付されていないまま契約を締結しても、契約の効力には影響を及ぼさないものの、このような契約の締結は市役所という立場として適切でないと思われる。

適正な契約を締結するためにも、今後の契約書における収入印紙の貼付について検討していただきたい。

2　工事成績評定について

工事成績評定は、契約金額130万円を超える請負工事について、施行監理、安全衛生や出来栄えなどの項目を評価し点数化して工事受注者へ通知しており、受注者のモチベーションアップ、それに伴う公共工事の品質向上が図れている。

今後、公共施設設備修繕計画等の実施が予定されていることから、工事成績評定を活用し、品質向上はもとより、安心・安全な公共工事の実施に努めていただきたい。

安心安全課

1　災害対策用ＰＨＳ電話について

災害時に複数の通信手段を確保するため、災害対策用ＰＨＳ電話を必要な施設等に貸与している。

また、ＰＨＳ電話間の通話は無料であることから、日常的に業務通話に用いることで、機器の取り扱いや通信状況の確認、固定電話使用料の削減を目的として運用している。

しかしながら、ＰＨＳ電話を貸与された施設等においては、長期にわたり使用をされない場合もあり得ると思われるため、定期的な通信状況の確認を実施するよう努めていただきたい。

2　土地賃貸借契約書について

土地賃貸借契約書において、契約内容の不備が見受けられた。

防災行政無線用地の土地賃貸借契約書の契約内容において、賃貸人に変更があるものが見受けられたため、速やかに契約変更の手続きをするよう努めていただきたい。

職　員　課

1　時間外勤務について

現在、週２日のノー残業デーの実施や時差出勤制度等により時間外勤務時間の縮減に努められているが、平成25年度の４月から11月までを平成26年度と比較すると、平成25年度の27,219時間に対し、平成26年度は151時間増加して27,370時間となっている。

職員課においては、就業情報管理やタイムレコーダーの不正操作防止のため導入した出退勤システムにより出退勤時間等のチェックを行うなど、各課の現状を把握していると思われるが、職員の適正配置や人員確保等にも考慮しながら、全庁的な時間外勤務の縮減に努めていただきたい。

施　設　課

1　狛江市公共施設設備修繕計画について

平成26年6月に、平成26年度から平成40年度までの狛江市公共施設設備修繕計画を策定されている。

今後、公共施設設備修繕計画を実施するうえで、計画策定時には想定されない問題等が発生することもあり得ることから、その時代の社会情勢を鑑みて、柔軟な対応と経済性・効率性・有効性の観点や公共施設としての安全面などにも考慮しつつ、計画の実現に努めていただきたい。

予算執行状況表

（平成 26 年４月１日から平成 26 年 11 月 30 日までの執行分）

総　務　部

（１）総務課

歳入（所属別科目別）

（単位：円及び％）

科目 款	項	目	節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料				1,489,000	2,197,449	2,197,449	0	100.0
	01 使用料			1,489,000	2,196,939	2,196,939	0	100.0
		01 総務使用料		1,489,000	2,196,939	2,196,939	0	100.0
			01 財産管理使用料	148,000	149,880	149,880	0	100.0
			02 庁舎施設使用料	1,341,000	2,047,059	2,047,059	0	100.0
	02 手数料			0	510	510	0	100.0
		01 総務手数料		0	510	510	0	100.0
			01 総務手数料	0	510	510	0	100.0
13 国庫支出金				17,907,000	0	0	0	****
	02 国庫補助金			17,907,000	0	0	0	****
		01 総務費国庫補助金		17,907,000	0	0	0	****
			01 総務管理費補助金	17,907,000	0	0	0	****
14 都支出金				5,497,000	3,610,245	3,481,245	129,000	96.4
	03 委託金			5,497,000	3,610,245	3,481,245	129,000	96.4
		01 総務費委託金		5,497,000	3,610,245	3,481,245	129,000	96.4
			05 統計調査費委託金	5,497,000	3,610,245	3,481,245	129,000	96.4
15 財産収入				101,000	96,876	96,876	0	100.0
	02 財産売払収入			101,000	96,876	96,876	0	100.0
		02 物品売払収入		101,000	96,876	96,876	0	100.0
			01 物品売払収入	101,000	96,876	96,876	0	100.0
19 諸収入				2,136,000	4,198,026	627,201	3,570,825	14.9
	02 市預金利子			2,000	4	4	0	100.0
		01 市預金利子		2,000	4	4	0	100.0
			01 市預金利子	2,000	4	4	0	100.0
	05 雑入			2,134,000	4,198,022	627,197	3,570,825	14.9
		01 雑入		2,134,000	4,198,022	627,197	3,570,825	14.9
			02 電話使用料	51,000	13,663	13,227	436	96.8
			05 雑入	2,083,000	4,184,359	613,970	3,570,389	14.7
合計				27,130,000	10,102,596	6,402,771	3,699,825	63.4

歳出（所属別事業別）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02 総務費					368,116,170	190,191,155	177,925,015	51.7
	01 総務管理費				362,589,170	187,722,550	174,866,620	51.8
		01 一般管理費			158,428,170	96,716,139	61,712,031	61.0
			02 一般事務費		26,695,170	15,434,013	11,261,157	57.8
				09 旅費	59,000	12,880	46,120	21.8
				11 需用費	311,000	303,690	7,310	97.6
				12 役務費	1,054,000	876,053	177,947	83.1
				13 委託料	24,793,000	13,895,280	10,897,720	56.0
				14 使用料及び賃借料	471,000	338,940	132,060	72.0
				19 負担金，補助及び交付金	7,000	7,000	0	100.0
				22 補償，補填及び賠償金	170	170	0	100.0
			03 庁舎維持管理費		123,207,072	75,388,851	47,818,221	61.2
				11 需用費	50,702,000	36,161,094	14,540,906	71.3
				12 役務費	9,062,000	7,261,191	1,800,809	80.1
				13 委託料	62,267,072	30,991,802	31,275,270	49.8
				14 使用料及び賃借料	264,000	153,468	110,532	58.1
				18 備品購入費	907,000	816,696	90,304	90.0
				19 負担金，補助及び交付金	5,000	4,600	400	92.0
			04 庁用車関係費		6,960,000	4,742,357	2,217,643	68.1
				11 需用費	869,000	364,994	504,006	42.0
				12 役務費	149,000	119,715	29,285	80.3
				13 委託料	5,110,000	3,672,986	1,437,014	71.9
				14 使用料及び賃借料	779,000	557,562	221,438	71.6
				22 補償，補填及び賠償金	1,000	0	1,000	0.0
				27 公課費	52,000	27,100	24,900	52.1
			13 小田急高架下施設管理費		1,565,928	1,150,918	415,010	73.5
				11 需用費	630,000	610,000	20,000	96.8
				13 委託料	935,928	540,918	395,010	57.8
		06 財産管理費			1,270,000	1,197,642	72,358	94.3
			01 財産管理費		1,270,000	1,197,642	72,358	94.3
				12 役務費	1,270,000	1,197,642	72,358	94.3
		08 計算事務費			202,891,000	89,808,769	113,082,231	44.3
			01 計算事務費		191,712,000	83,567,416	108,144,584	43.6
				09 旅費	36,000	8,779	27,221	24.4
				11 需用費	5,065,000	3,800,375	1,264,625	75.0
				12 役務費	1,773,000	1,003,968	769,032	56.6
				13 委託料	81,641,000	19,720,454	61,920,546	24.2
				14 使用料及び賃借料	103,107,000	58,943,840	44,163,160	57.2
				19 負担金，補助及び交付金	90,000	90,000	0	100.0
			02 電子自治体推進費		11,179,000	6,241,353	4,937,647	55.8
				13 委託料	9,520,000	4,582,612	4,937,388	48.1
				19 負担金，補助及び交付金	1,659,000	1,658,741	259	100.0

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
	05 統計調査費			5,527,000	2,468,605	3,058,395	44.7
		01 統計調査総務費		30,000	10,822	19,178	36.1
			01 一般事務費	30,000	10,822	19,178	36.1
			09 旅費	9,000	2,822	6,178	31.4
			11 需用費	11,000	0	11,000	0.0
			19 負担金,補助及び交付金	10,000	8,000	2,000	80.0
		02 統計調査事業費		5,497,000	2,457,783	3,039,217	44.7
			01 学校基本調査	18,000	15,000	3,000	83.3
			09 旅費	3,000	494	2,506	16.5
			11 需用費	15,000	14,506	494	96.7
			02 経済センサス調査区管理	10,000	0	10,000	0.0
			11 需用費	7,000	0	7,000	0.0
			12 役務費	3,000	0	3,000	0.0
			03 工業統計調査	305,000	0	305,000	0.0
			01 報酬	235,000	0	235,000	0.0
			07 賃金	31,000	0	31,000	0.0
			09 旅費	3,000	0	3,000	0.0
			11 需用費	30,000	0	30,000	0.0
			12 役務費	6,000	0	6,000	0.0
			04 建設工事統計調査	66,000	988	65,012	1.5
			01 報酬	30,000	0	30,000	0.0
			09 旅費	3,000	988	2,012	32.9
			11 需用費	12,000	0	12,000	0.0
			12 役務費	21,000	0	21,000	0.0
			05 平成26年経済センサス基礎調査及び平成26年商業統計調査	2,794,000	1,965,914	828,086	70.4
			01 報酬	2,226,000	1,654,100	571,900	74.3
			07 賃金	366,000	235,988	130,012	64.5
			09 旅費	3,000	0	3,000	0.0
			11 需用費	157,000	67,474	89,526	43.0
			12 役務費	42,000	8,352	33,648	19.9
			06 農林業センサス	556,000	852	555,148	0.2
			01 報酬	451,000	0	451,000	0.0
			07 賃金	43,000	0	43,000	0.0
			09 旅費	3,000	852	2,148	28.4
			11 需用費	35,000	0	35,000	0.0
			12 役務費	24,000	0	24,000	0.0
			07 全国消費実態調査	1,292,000	167,366	1,124,634	13.0
			01 報酬	1,025,440	0	1,025,440	0.0
			07 賃金	0	0	0	****
			08 報償費	157,560	157,560	0	100.0
			09 旅費	3,000	1,544	1,456	51.5
			11 需用費	100,000	8,262	91,738	8.3
			12 役務費	6,000	0	6,000	0.0
			08 国政調査調査区設定	456,000	307,663	148,337	67.5
			07 賃金	427,000	306,675	120,325	71.8
			09 旅費	3,000	988	2,012	32.9
			11 需用費	20,000	0	20,000	0.0
			12 役務費	6,000	0	6,000	0.0
合計				368,116,170	190,191,155	177,925,015	51.7

（2）安心安全課

歳入（所属別科目別）

（単位：円及び%）

科目 款 項 目 節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料	6,000	8,520	8,520	0	100.0
01 使用料	6,000	6,310	6,310	0	100.0
01 総務使用料	6,000	6,310	6,310	0	100.0
01 財産管理使用料	6,000	6,310	6,310	0	100.0
02 手数料	0	2,210	2,210	0	100.0
01 総務手数料	0	2,210	2,210	0	100.0
01 総務手数料	0	2,210	2,210	0	100.0
14 都支出金	3,283,000	0	0	0	****
02 都補助金	3,283,000	0	0	0	****
01 総務費都補助金	1,800,000	0	0	0	****
01 総務管理費補助金	1,800,000	0	0	0	****
08 消防費都補助金	1,483,000	0	0	0	****
01 消防費補助金	1,483,000	0	0	0	****
15 財産収入	0	980	980	0	100.0
02 財産売払収入	0	980	980	0	100.0
02 物品売払収入	0	980	980	0	100.0
01 物品売払収入	0	980	980	0	100.0
19 諸収入	142,000	57,612	50,612	7,000	87.8
02 市預金利子	1,000	2	2	0	100.0
01 市預金利子	1,000	2	2	0	100.0
01 市預金利子	1,000	2	2	0	100.0
05 雑入	141,000	57,610	50,610	7,000	87.8
01 雑入	141,000	57,610	50,610	7,000	87.8
05 雑入	141,000	57,610	50,610	7,000	87.8
合計	3,431,000	67,112	60,112	7,000	89.6

歳出（所属別事業別）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02 総務費					12,112,000	5,620,048	6,491,952	46.4
	01 総務管理費				12,112,000	5,620,048	6,491,952	46.4
		01 一般管理費			431,000	221,946	209,054	51.5
			02 一般事務費		431,000	221,946	209,054	51.5
				09 旅費	431,000	221,946	209,054	51.5
		11 諸費			11,681,000	5,398,102	6,282,898	46.2
			02 生活安全対策関係費		10,036,000	4,030,078	6,005,922	40.2
				08 報償費	99,000	0	99,000	0.0
				11 需用費	760,000	563,838	196,162	74.2
				12 役務費	394,000	81,900	312,100	20.8
				13 委託料	3,766,000	1,670,200	2,095,800	44.3
				14 使用料及び賃借料	817,000	514,140	302,860	62.9
				19 負担金，補助及び交付金	4,200,000	1,200,000	3,000,000	28.6
			03 安心で安全なまちづくり関係費		1,645,000	1,368,024	276,976	83.2
				01 報酬	80,000	21,300	58,700	26.6
				11 需用費	1,285,970	1,067,694	218,276	83.0
				12 役務費	14,030	14,030	0	100.0
				19 負担金，補助及び交付金	265,000	265,000	0	100.0
09 消防費					1,118,425,120	793,631,641	324,793,479	71.0
	01 消防費				1,118,425,120	793,631,641	324,793,479	71.0
		01 常備消防費			988,654,000	748,980,000	239,674,000	75.8
			01 常備消防事務委託費		988,654,000	748,980,000	239,674,000	75.8
				19 負担金，補助及び交付金	988,654,000	748,980,000	239,674,000	75.8
		02 非常備消防費			86,856,120	28,940,865	57,915,255	33.3
			01 分団関係費		40,194,730	21,668,215	18,526,515	53.9
				01 報酬	12,130,000	3,937,600	8,192,400	32.5
				08 報償費	226,000	30,000	196,000	13.3
				09 旅費	19,098,000	11,467,622	7,630,378	60.0
				10 交際費	130,000	115,000	15,000	88.5
				11 需用費	1,105,730	347,553	758,177	31.4
				12 役務費	767,000	603,970	163,030	78.7
				13 委託料	1,324,000	405,269	918,731	30.6
				14 使用料及び賃借料	1,200,000	712,144	487,856	59.3
				19 負担金，補助及び交付金	4,214,000	4,049,057	164,943	96.1
			02 消防施設維持管理費		46,661,390	7,272,650	39,388,740	15.6
				11 需用費	7,448,270	1,497,847	5,950,423	20.1
				12 役務費	1,247,000	560,515	686,485	44.9
				13 委託料	3,746,120	1,167,420	2,578,700	31.2
				14 使用料及び賃借料	7,970,000	3,973,468	3,996,532	49.9
				18 備品購入費	1,313,000	0	1,313,000	0.0
				19 負担金，補助及び交付金	24,743,000	0	24,743,000	0.0
				27 公課費	194,000	73,400	120,600	37.8

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
		03 消防施設費			1,200,000	0	1,200,000	0.0
			01 消防施設整備費		1,200,000	0	1,200,000	0.0
				19 負担金,補助及び交付金	1,200,000	0	1,200,000	0.0
		04 災害対策費			41,715,000	15,710,776	26,004,224	37.7
			02 災害対策関係費		40,144,000	15,011,176	25,132,824	37.4
				01 報酬	783,000	64,400	718,600	8.2
				08 報償費	666,000	207,800	458,200	31.2
				11 需用費	16,940,000	5,421,520	11,518,480	32.0
				12 役務費	1,680,000	1,288,015	391,985	76.7
				13 委託料	8,487,000	1,347,408	7,139,592	15.9
				14 使用料及び賃借料	1,413,000	816,763	596,237	57.8
				16 原材料費	391,000	163,300	227,700	41.8
				18 備品購入費	8,823,000	5,056,020	3,766,980	57.3
				19 負担金,補助及び交付金	961,000	645,950	315,050	67.2
			03 国民保護関係費		1,521,000	669,600	851,400	44.0
				01 報酬	258,000	0	258,000	0.0
				11 需用費	50,000	0	50,000	0.0
				13 委託料	1,213,000	669,600	543,400	55.2
			04 災害見舞金		50,000	30,000	20,000	60.0
				20 扶助費	50,000	30,000	20,000	60.0
合計					1,130,537,120	799,251,689	331,285,431	70.7

（3）職員課

歳入（所属別科目別）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料				0	0	0	0	****
	02 手数料			0	0	0	0	****
		01 総務手数料		0	0	0	0	****
			01 総務手数料	0	0	0	0	****
19 諸収入				3,003,000	2,846,561	2,310,540	536,021	81.2
	02 市預金利子			1,000	23	23	0	100.0
		01 市預金利子		1,000	23	23	0	100.0
			01 市預金利子	1,000	23	23	0	100.0
	05 雑入			3,002,000	2,846,538	2,310,517	536,021	81.2
		01 雑入		3,002,000	2,846,538	2,310,517	536,021	81.2
			05 雑入	3,002,000	2,846,538	2,310,517	536,021	81.2
合計				3,003,000	2,846,561	2,310,540	536,021	81.2

歳出（所属別事業別）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
01 議会費					60,336,000	35,067,580	25,268,420	58.1
	01 議会費				60,336,000	35,067,580	25,268,420	58.1
		01 議会費			60,336,000	35,067,580	25,268,420	58.1
			01 人件費		60,336,000	35,067,580	25,268,420	58.1
				02 給料	29,971,000	18,561,944	11,409,056	61.9
				03 職員手当	20,734,000	10,515,695	10,218,305	50.7
				04 共済費	9,631,000	5,989,941	3,641,059	62.2
02 総務費					1,605,839,000	922,880,559	682,958,441	57.5
	01 総務管理費				1,255,627,000	707,831,793	547,795,207	56.4
		01 一般管理費			1,255,627,000	707,831,793	547,795,207	56.4
			01 人件費		649,262,000	405,514,355	243,747,645	62.5
				02 給料	296,852,000	199,864,094	96,987,906	67.3
				03 職員手当	246,985,000	135,177,181	111,807,819	54.7
				04 共済費	105,425,000	70,473,080	34,951,920	66.8
			02 一般事務費		938,000	523,345	414,655	55.8
				09 旅費	75,000	30,261	44,739	40.3
				11 需用費	661,000	313,197	347,803	47.4
				14 使用料及び賃借料	202,000	179,887	22,113	89.1
			05 職員管理費		572,289,680	276,943,984	295,345,696	48.4
				01 報酬	111,143,000	79,140,758	32,002,242	71.2
				09 旅費	58,000	50,598	7,402	87.2
				11 需用費	22,680	22,680	0	100.0
				12 役務費	7,000	0	7,000	0.0
				13 委託料	2,473,000	591,192	1,881,808	23.9
				14 使用料及び賃借料	6,161,000	3,295,992	2,865,008	53.5
				18 備品購入費	85,000	0	85,000	0.0
				19 負担金，補助及び交付金	452,340,000	193,842,764	258,497,236	42.9
			06 職員健康管理費		14,625,320	10,432,146	4,193,174	71.3
				01 報酬	3,658,000	1,751,710	1,906,290	47.9
				08 報償費	2,419,000	1,401,200	1,017,800	57.9
				09 旅費	70,000	24,826	45,174	35.5
				11 需用費	45,000	15,995	29,005	35.5
				12 役務費	26,000	9,180	16,820	35.3
				13 委託料	8,257,320	7,143,163	1,114,157	86.5
				18 備品購入費	37,000	36,072	928	97.5
				19 負担金，補助及び交付金	113,000	50,000	63,000	44.2
			07 職員福利厚生費		3,071,000	2,703,437	367,563	88.0
				11 需用費	1,190,000	848,357	341,643	71.3
				12 役務費	7,000	1,620	5,380	23.1
				19 負担金，補助及び交付金	1,874,000	1,853,460	20,540	98.9
			08 職員研修費		9,221,000	6,043,821	3,177,179	65.5
				08 報償費	246,000	30,900	215,100	12.6
				09 旅費	909,596	396,004	513,592	43.5
				11 需用費	210,000	49,000	161,000	23.3
				13 委託料	2,560,000	993,600	1,566,400	38.8
				19 負担金，補助及び交付金	5,295,404	4,574,317	721,087	86.4

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
			09 公務災害関係費		5,877,000	5,670,705	206,295	96.5
				01 報酬	31,000	0	31,000	0.0
				05 災害補償費	1,000	0	1,000	0.0
				19 負担金，補助及び交付金	5,844,000	5,670,705	173,295	97.0
				20 扶助費	1,000	0	1,000	0.0
			10 特別職報酬等審議会費		343,000	0	343,000	0.0
				01 報酬	343,000	0	343,000	0.0
	02 徴税費				199,247,000	130,059,618	69,187,382	65.3
		01 税務総務費			199,247,000	130,059,618	69,187,382	65.3
			01 人件費		199,247,000	130,059,618	69,187,382	65.3
				02 給料	98,276,000	67,776,724	30,499,276	69.0
				03 職員手当	68,378,000	41,417,314	26,960,686	60.6
				04 共済費	32,593,000	20,865,580	11,727,420	64.0
	03 戸籍住民基本台帳費				104,999,000	57,712,265	47,286,735	55.0
		01 戸籍住民基本台帳費			104,999,000	57,712,265	47,286,735	55.0
			01 人件費		104,999,000	57,712,265	47,286,735	55.0
				02 給料	53,879,000	30,289,470	23,589,530	56.2
				03 職員手当	35,595,000	17,325,728	18,269,272	48.7
				04 共済費	15,525,000	10,097,067	5,427,933	65.0
	04 選挙費				26,491,000	15,431,309	11,059,691	58.3
		01 選挙管理委員会費			24,223,000	15,431,309	8,791,691	63.7
			01 人件費		24,223,000	15,431,309	8,791,691	63.7
				02 給料	12,111,000	8,427,429	3,683,571	69.6
				03 職員手当	8,587,000	4,666,585	3,920,415	54.3
				04 共済費	3,525,000	2,337,295	1,187,705	66.3
		05 衆議院議員選挙費			2,268,000	0	2,268,000	0.0
			01 人件費		2,268,000	0	2,268,000	0.0
				03 職員手当	2,268,000	0	2,268,000	0.0
	06 監査委員費				19,475,000	11,845,574	7,629,426	60.8
		01 監査委員費			19,475,000	11,845,574	7,629,426	60.8
			01 人件費		19,475,000	11,845,574	7,629,426	60.8
				02 給料	9,370,000	6,277,736	3,092,264	67.0
				03 職員手当	6,827,000	3,531,529	3,295,471	51.7
				04 共済費	3,278,000	2,036,309	1,241,691	62.1
03 民生費					1,306,922,000	782,099,358	524,822,642	59.8
	01 社会福祉費				364,535,000	220,775,339	143,759,661	60.6
		01 社会福祉総務費			354,634,000	214,626,936	140,007,064	60.5
			01 人件費		354,634,000	214,626,936	140,007,064	60.5
				02 給料	171,944,000	108,664,176	63,279,824	63.2
				03 職員手当	125,626,000	71,382,630	54,243,370	56.8
				04 共済費	57,064,000	34,580,130	22,483,870	60.6
		05 国民年金費			9,901,000	6,148,403	3,752,597	62.1
			01 人件費		9,901,000	6,148,403	3,752,597	62.1
				02 給料	5,831,000	3,893,280	1,937,720	66.8
				03 職員手当	2,797,000	1,452,361	1,344,639	51.9
				04 共済費	1,273,000	802,762	470,238	63.1

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
	02 児童福祉費				869,578,000	514,539,803	355,038,197	59.2
		01 児童福祉総務費			158,089,000	95,441,433	62,647,567	60.4
			01 人件費		158,089,000	95,441,433	62,647,567	60.4
				02 給料	77,410,000	48,050,328	29,359,672	62.1
				03 職員手当	55,134,000	31,884,637	23,249,363	57.8
				04 共済費	25,545,000	15,506,468	10,038,532	60.7
		04 保育園費			675,042,000	397,670,101	277,371,899	58.9
			01 人件費		675,042,000	397,670,101	277,371,899	58.9
				02 給料	351,672,000	219,483,846	132,188,154	62.4
				03 職員手当	208,629,000	105,829,698	102,799,302	50.7
				04 共済費	114,741,000	72,356,557	42,384,443	63.1
		05 学童保育費			36,447,000	21,428,269	15,018,731	58.8
			01 人件費		36,447,000	21,428,269	15,018,731	58.8
				02 給料	18,569,000	11,588,076	6,980,924	62.4
				03 職員手当	11,598,000	6,006,725	5,591,275	51.8
				04 共済費	6,280,000	3,833,468	2,446,532	61.0
	03 生活保護費				72,809,000	46,784,216	26,024,784	64.3
		01 生活保護総務費			72,809,000	46,784,216	26,024,784	64.3
			01 人件費		72,809,000	46,784,216	26,024,784	64.3
				02 給料	34,854,000	23,322,636	11,531,364	66.9
				03 職員手当	26,209,000	15,561,352	10,647,648	59.4
				04 共済費	11,746,000	7,900,228	3,845,772	67.3
04 衛生費					222,327,000	132,713,357	89,613,643	59.7
	01 保健衛生費				159,982,000	98,621,178	61,360,822	61.6
		01 保健衛生総務費			68,949,000	41,617,785	27,331,215	60.4
			01 人件費		68,949,000	41,617,785	27,331,215	60.4
				02 給料	34,596,000	22,730,372	11,865,628	65.7
				03 職員手当	22,590,000	11,578,910	11,011,090	51.3
				04 共済費	11,763,000	7,308,503	4,454,497	62.1
		04 公害対策費			22,286,000	16,410,140	5,875,860	73.6
			01 人件費		22,286,000	16,410,140	5,875,860	73.6
				02 給料	10,907,000	8,680,888	2,226,112	79.6
				03 職員手当	7,748,000	4,985,985	2,762,015	64.4
				04 共済費	3,631,000	2,743,267	887,733	75.6
		05 自然保護費			68,747,000	40,593,253	28,153,747	59.0
			01 人件費		68,747,000	40,593,253	28,153,747	59.0
				02 給料	32,759,000	20,996,848	11,762,152	64.1
				03 職員手当	24,659,000	12,826,570	11,832,430	52.0
				04 共済費	11,329,000	6,769,835	4,559,165	59.8
	02 清掃費				62,345,000	34,092,179	28,252,821	54.7
		01 清掃総務費			62,345,000	34,092,179	28,252,821	54.7
			01 人件費		62,345,000	34,092,179	28,252,821	54.7
				02 給料	31,035,000	18,544,515	12,490,485	59.8
				03 職員手当	21,343,000	9,889,782	11,453,218	46.3
				04 共済費	9,967,000	5,657,882	4,309,118	56.8

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
06 農業費					9,760,000	6,001,624	3,758,376	61.5
	01 農業費				9,760,000	6,001,624	3,758,376	61.5
		02 農業総務費			9,760,000	6,001,624	3,758,376	61.5
			01 人件費		9,760,000	6,001,624	3,758,376	61.5
				02 給料	4,854,000	3,235,888	1,618,112	66.7
				03 職員手当	3,218,000	1,715,069	1,502,931	53.3
				04 共済費	1,688,000	1,050,667	637,333	62.2
07 商工費					53,260,000	28,362,851	24,897,149	53.3
	01 商工費				53,260,000	28,362,851	24,897,149	53.3
		01 商工総務費			53,260,000	28,362,851	24,897,149	53.3
			01 人件費		53,260,000	28,362,851	24,897,149	53.3
				02 給料	26,010,000	14,688,784	11,321,216	56.5
				03 職員手当	19,063,000	9,518,375	9,544,625	49.9
				04 共済費	8,187,000	4,155,692	4,031,308	50.8
08 土木費					339,807,000	192,389,270	147,417,730	56.6
	01 土木管理費				158,830,000	93,955,449	64,874,551	59.2
		01 土木総務費			158,830,000	93,955,449	64,874,551	59.2
			01 人件費		158,830,000	93,955,449	64,874,551	59.2
				02 給料	79,940,000	50,890,501	29,049,499	63.7
				03 職員手当	53,674,000	28,107,350	25,566,650	52.4
				04 共済費	25,216,000	14,957,598	10,258,402	59.3
	04 都市計画費				180,977,000	98,433,821	82,543,179	54.4
		01 都市計画総務費			180,977,000	98,433,821	82,543,179	54.4
			01 人件費		180,977,000	98,433,821	82,543,179	54.4
				02 給料	90,811,000	51,981,052	38,829,948	57.2
				03 職員手当	61,083,000	30,217,615	30,865,385	49.5
				04 共済費	29,083,000	16,235,154	12,847,846	55.8
09 消防費					3,000	0	3,000	0.0
	01 消防費				3,000	0	3,000	0.0
		04 災害対策費			3,000	0	3,000	0.0
			01 人件費		3,000	0	3,000	0.0
				03 職員手当	3,000	0	3,000	0.0
10 教育費					534,729,000	317,725,478	217,003,522	59.4
	01 教育総務費				161,431,000	93,237,875	68,193,125	57.8
		02 事務局費			161,431,000	93,237,875	68,193,125	57.8
			01 人件費		161,431,000	93,237,875	68,193,125	57.8
				02 給料	77,043,000	47,579,352	29,463,648	61.8
				03 職員手当	59,067,000	30,796,004	28,270,996	52.1
				04 共済費	25,321,000	14,862,519	10,458,481	58.7
	02 小学校費				169,363,000	96,429,724	72,933,276	56.9
		01 学校管理費			88,461,000	51,024,674	37,436,326	57.7
			01 人件費		88,461,000	51,024,674	37,436,326	57.7
				02 給料	45,746,000	28,261,992	17,484,008	61.8
				03 職員手当	27,148,000	13,470,706	13,677,294	49.6
				04 共済費	15,567,000	9,291,976	6,275,024	59.7
		05 学校給食費			80,902,000	45,405,050	35,496,950	56.1
			01 人件費		80,902,000	45,405,050	35,496,950	56.1
				02 給料	42,400,000	24,980,920	17,419,080	58.9
				03 職員手当	24,694,000	11,685,741	13,008,259	47.3
				04 共済費	13,808,000	8,738,389	5,069,611	63.3

（単位：円及び%）

科目 款 項 目 事業 節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
03 中学校費	34,825,000	21,669,452	13,155,548	62.2
01 学校管理費	34,825,000	21,669,452	13,155,548	62.2
01 人件費	34,825,000	21,669,452	13,155,548	62.2
02 給料	18,073,000	12,048,456	6,024,544	66.7
03 職員手当	11,175,000	6,133,030	5,041,970	54.9
04 共済費	5,577,000	3,487,966	2,089,034	62.5
05 社会教育費	169,110,000	106,388,427	62,721,573	62.9
01 社会教育総務費	169,110,000	106,388,427	62,721,573	62.9
01 人件費	169,110,000	106,388,427	62,721,573	62.9
02 給料	82,920,000	56,159,078	26,760,922	67.7
03 職員手当	58,667,000	32,305,467	26,361,533	55.1
04 共済費	27,523,000	17,923,882	9,599,118	65.1
合計	4,132,983,000	2,417,240,077	1,715,742,923	58.5

（4）施設課

歳入　（所属別科目別）

（単位：円及び%）

科目 款 項 目 節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料	0	2,950	2,950	0	100.0
02 手数料	0	2,950	2,950	0	100.0
01 総務手数料	0	2,950	2,950	0	100.0
01 総務手数料	0	2,950	2,950	0	100.0
15 財産収入	0	10,803	10,803	0	100.0
02 財産売払収入	0	10,803	10,803	0	100.0
02 物品売払収入	0	10,803	10,803	0	100.0
01 物品売払収入	0	10,803	10,803	0	100.0
19 諸収入	0	0	0	0	****
05 雑入	0	0	0	0	****
01 雑入	0	0	0	0	****
05 雑入	0	0	0	0	****
合計	0	13,753	13,753	0	100.0

歳出（所属別事業別）

（単位：円及び%）

科目（款・項・目・事業・節）	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02 総務費	663,791,000	648,301,330	15,489,670	97.7
01 総務管理費	663,791,000	648,301,330	15,489,670	97.7
01 一般管理費	663,791,000	648,301,330	15,489,670	97.7
02 一般事務費	4,854,920	2,676,290	2,178,630	55.1
09 旅費	246,000	61,475	184,525	25.0
11 需用費	873,000	278,186	594,814	31.9
12 役務費	48,000	47,118	882	98.2
13 委託料	1,130,920	997,920	133,000	88.2
14 使用料及び賃貸料	2,546,000	1,281,601	1,264,399	50.3
18 備品購入費	11,000	9,990	1,010	90.8
03 庁舎維持管理費	658,936,080	645,625,040	13,311,040	98.0
13 委託料	27,478,000	27,456,400	21,600	99.9
15 工事請負費	631,458,080	618,168,640	13,289,440	97.9
03 民生費	705,827,000	204,464,100	501,362,900	29.0
01 社会福祉費	535,477,000	110,364,100	425,112,900	20.6
04 老人福祉費	16,632,000	0	16,632,000	0.0
27 シルバー人材センター活動拠点施設整備事業	16,632,000	0	16,632,000	0.0
13 委託料	16,632,000	0	16,632,000	0.0
06 社会福祉施設費	518,845,000	110,364,100	408,480,900	21.3
01 地域・地区センター費	518,845,000	110,364,100	408,480,900	21.3
13 委託料	20,711,000	7,279,500	13,431,500	35.1
15 工事請負費	498,134,000	103,084,600	395,049,400	20.7
02 児童福祉費	170,350,000	94,100,000	76,250,000	55.2
01 児童福祉総務費	2,661,000	0	2,661,000	0.0
14 プレーパーク	2,661,000	0	2,661,000	0.0
13 委託料	2,661,000	0	2,661,000	0.0
04 保育園費	167,689,000	94,100,000	73,589,000	56.1
02 保育園維持管理費	167,689,000	94,100,000	73,589,000	56.1
13 委託料	8,474,000	2,400,000	6,074,000	28.3
15 工事請負費	159,215,000	91,700,000	67,515,000	57.6
09 消防費	50,567,880	8,961,900	41,605,980	17.7
01 消防費	50,567,880	8,961,900	41,605,980	17.7
03 消防施設費	50,567,880	8,961,900	41,605,980	17.7
01 消防施設整備費	50,567,880	8,961,900	41,605,980	17.7
13 委託料	1,266,000	346,500	919,500	27.4
15 工事請負費	49,301,880	8,615,400	40,686,480	17.5
10 教育費	745,094,992	247,501,576	497,593,416	33.2
01 教育総務費	18,463,000	6,600,000	11,863,000	35.7
02 事務局費	18,463,000	6,600,000	11,863,000	35.7
06 西和泉体育館，西和泉グランド維持管理費	18,463,000	6,600,000	11,863,000	35.7
13 委託料	1,883,000	0	1,883,000	0.0
15 工事請負費	16,580,000	6,600,000	9,980,000	39.8
02 小学校費	51,478,720	32,110,376	19,368,344	62.4
06 学校建設費	51,478,720	32,110,376	19,368,344	62.4
01 既存施設改修工事	51,478,720	32,110,376	19,368,344	62.4
13 委託料	16,990,000	3,720,200	13,269,800	21.9
15 工事請負費	34,488,720	28,390,176	6,098,544	82.3

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業 節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
	03 中学校費			651,913,272	208,791,200	443,122,072	32.0
		01 学校管理費		387,198,912	145,900,000	241,298,912	37.7
			04 中学校給食費	387,198,912	145,900,000	241,298,912	37.7
			13 委託料	3,240,000	0	3,240,000	0.0
			15 工事請負費	383,958,912	145,900,000	238,058,912	38.0
		05 学校建設費		264,714,360	62,891,200	201,823,160	23.8
			01 既存施設改修工事	264,714,360	62,891,200	201,823,160	23.8
			13 委託料	20,953,360	11,491,200	9,462,160	54.8
			15 工事請負費	243,761,000	51,400,000	192,361,000	21.1
	05 社会教育費			23,240,000	0	23,240,000	0.0
		02 市民センター費		23,240,000	0	23,240,000	0.0
			01 市民センター管理費	23,240,000	0	23,240,000	0.0
			13 委託料	23,240,000	0	23,240,000	0.0
合計				2,165,280,872	1,109,228,906	1,056,051,966	51.2

2　財政援助団体監査

（写）

狛監委発第 100084 号
平成 27 年 1 月 19 日

狛　江　市　長
　高　橋　都　彦　　様

狛江市議会議長
　石　井　　功　　様

狛江市監査委員　栗山　　輝夫

同　　佐々木　貴史

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成26年度
財政援助団体監査報告書

社会福祉法人　狛江保育園
児童青少年部　児童青少年課

狛江市監査委員

平成26年度財政援助団体監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第７項の規定による監査

第２　監査の対象

団　　体　社会福祉法人　狛江保育園

所 管 課　児童青少年部　児童青少年課

第３　監査の範囲

平成25年度及び平成26年４月１日から平成26年９月30日までの間に交付した補助金に係る出納その他の事務事業の執行状況

第４　監査の期間

平成26年10月16日から平成26年12月25日

第５　監査の主眼

１　所管課

（１）　補助金の目的、基準等は規則、要綱等により明確に定められているか。

（２）　補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。

（３）　補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。

（４）　補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか。また、その審査は適正か。

（５）　補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

２　財政援助団体

（１）　補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

（２）　補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。

（３）　補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

（４）　実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第６　監査の方法

監査の実施に当っては、補助対象事業が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

第7　団体の概要

1　名　　称　　社会福祉法人　狛江保育園

2　設　　立　　昭和39年4月

3　所 在 地　　狛江市西野川四丁目12番1号

4　目　　的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

5　事業内容

（1）　社会福祉法第2条第3項の規定による第二種社会福祉事業
保育所の経営

6　役　　員

（1）　理　　事　　6名

（2）　監　　事　　2名

7　職員配置

園　長　1名、副園長　1名、主任保育士　1名、保育士　12名、
栄養士　1名　調理員　3名、看護師　1名、非常勤保育士　3名
パート保育士　1名、　用務（兼）事務　1名、　嘱託医（非）1名、
午後パート　1名、朝夕パート・補助　3名、保育補助　3名

＜狛江保育園　職員＞

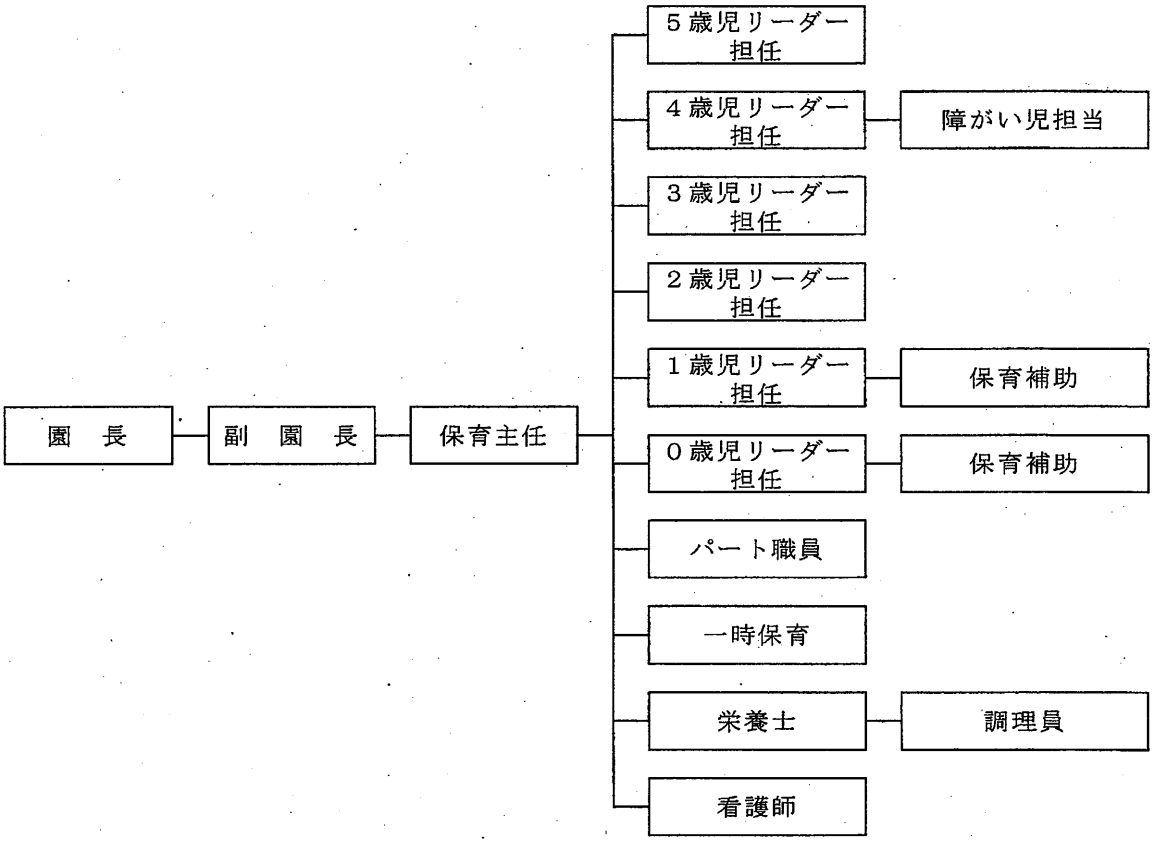

8　児童定員　　82名

9　市との関係

市は、児童の健全な発育に資することを目的として、狛江保育園に対し、保育所運営に要する経費及び在籍児童の処遇改善と保育所の運営の充実を図るために要する経費の補助を行う。

10　補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである。

平成25年度

（単位：円）

対象事業名	対象事業費	交付確定額
国基準	87,992,940	87,992,940
都基準	47,016,280	47,016,280
市費運営費	11,350,260	11,350,260
計	146,359,480	146,359,480

交付申請年月日　平成25年4月1日、交付確定年月日　平成26年4月30日

平成26年度

（単位：円）

対象事業名	対象事業費	交付決定額
国基準	92,436,600	92,436,600
都基準	43,166,720	43,166,720
市費運営費	9,757,380	9,757,380
計	145,360,700	145,360,700

交付申請年月日　平成26年4月1日、交付決定年月日　平成26年4月1日

平成25・26年度国基準・都基準・市費運営費支出状況

(単位:円)

	平成25年度		平成26年度	
	支出日	金 額	支出日	金 額
4月分	平成25年4月30日	11,789,580	平成26年5月12日	12,255,410
5月分	平成25年5月30日	11,789,580	平成26年5月26日	12,068,970
6月分	平成25年6月28日	12,893,460	平成26年6月26日	12,809,550
7月分	平成25年7月29日	10,834,280	平成26年7月22日	12,593,500
8月分	平成25年8月20日	12,153,020	平成26年8月22日	12,463,640
9月分	平成25年9月20日	12,752,780	平成26年9月22日	12,463,640
10月分	平成25年10月21日	12,086,040	—	—
11月分	平成25年11月20日	12,096,040	—	—
12月分	平成25年12月20日	12,567,520	—	—
1月分	平成26年1月23日	12,096,040	—	—
2月分	平成26年2月25日	13,205,090	—	—
3月分	平成26年3月24日	12,096,050	—	—
合 計		146,359,480		74,654,710

第８　監査の結果

社会福祉法人 狛江保育園及び児童青少年部児童青少年課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、関係法令等に定めるところにより、適正かつ効率的に執行されているか、提出資料及び関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。その結果について、以下に述べる。

昭和 30 年代、狛江市は都市近郊の街として急速に発展し、住宅などの開発が相次ぎ、人口が著しく増加したことから、子どもたちの保育を求める声が多く寄せられ、なかでも長時間保育を実施する保育園の設置を強く要望された。

認可保育所である社会福祉法人 狛江保育園は、昭和 39 年４月に狛江市で初めての保育園として設立、同年７月に社会福祉法人として認可され、平成 25 年には創立 50 周年を迎え、今日に至っている。

狛江保育園は、保育目標に「素直な心」、「想像力」、「自立と自発」を掲げ、児童福祉法に基づき、乳幼児を保育することを目的に、「養護」と「教育」が一体となり、豊かな人間性を育むことに努め保育に取り組んでいる。

保育内容としては、多様化する保育ニーズに応えるため、０歳児から５歳児の保育をし、11 時間開所を基本として、早朝、夕方の保育を実施しているほか、一時保育も実施している。また、毎月の発育（身長、体重）測定、毎年度の嘱託医による定期健診、歯科健診など実施している。更に、月に１回、避難訓練及び消火訓練を実施している。

今後も、狛江市において保育を必要とする保護者の期待に応えることはもとより、ますます多様化する保育ニーズにも対応できるよう保育所運営に当たられることを願うものである。

なお、社会福祉法人 狛江保育園において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められた。

次に、所管課の児童青少年課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるものの、改善が望まれる事項が散見されたので、次のとおり意見を述べる。

1　狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、児童福祉法の改正に伴う要綱の改正がなされていない部分、文言の整理等が必要な部分が見受けられた。

現行の要綱を十分精査し、整備するよう要望する。

2　要綱第８条で規定されている請求について

（1）　請求書において、過誤払いの調整を行った部分が見受けられた。

支払いについては、毎月、請求内容を十分に確認し、適正な事務処理を行うよう要望する。

（2）　請求書における「都基準」及び「市費運営費」の名称が、間違って記載されている部分が見受けられた。

要綱の規定に基づく様式を整備するよう要望する。

3　補助金の実績報告書を受けた場合、審査等により適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書による通知が必要と思われる。

現行の要綱には規定がないことから、適正な事務処理を行うため要綱の整備を検討するよう努めていただきたい。

4　保育料における負担の公平性の観点から、滞納保育料の徴収については、積極的に取り組むことが極めて重要である。

現年分については、早期に電話及び文書による納付催告などを行うことはもとより、過年度分については、滞納処分も踏まえながら、滞納保育料の解消に向け取り組むよう要望する。

3　指定管理者監査

（写）

狛監委発第 100077 号
平成 26 年 12 月 12 日

狛江市長　　高橋都彦様
狛江市議会議長　　石井　功様

狛江市監査委員　佐々木　貴史

指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第７項の規定により、指定管理者監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 26 年度

指定管理者監査報告書

一般財団法人　狛江市文化振興事業団

市民生活部　地域活性課

狛江市監査委員

平成26年度指定管理者監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第７項の規定による監査

第２　監査の対象

公の施設　狛江市民ホール（愛称　ＥＣＯＲＭＡホール）

指定管理者　一般財団法人　狛江市文化振興事業団

所　管　課　市民生活部地域活性課

第３　監査の範囲

平成25年度及び平成26年４月１日から平成26年８月31日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第４　監査の期間

平成26年９月22日から平成26年12月８日

第５　監査の主眼

１　所管課

（１）　指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。

（２）　指定管理者の指定は、関係法令等に基づいて適正・公正に行われているか。

（３）　指定管理における協定等の締結は、適正に行われているか。

（４）　管理に関する経費の算定等は適正に行われているか。

（５）　指定管理者に対し常時報告を求め、調査し、又は指示する等の適切な指導等は行われているか。

（６）　業務の履行確認は、定期・事業報告書によりなされているか。

２　指定管理者

（１）　施設及び財産は、関係法令等に基づいて適正に管理されているか。

（２）　協定書に基づく指定管理業務は適切に行われているか。

（３）　協定書に基づく利用料金の設定は適正に行われているか。

（４）　指定管理業務に関する会計処理等は適正に行われているか。

（５）　指定管理業務に関する出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。

（６）　指定管理業務に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

（７） 利用促進のための努力はなされているか。

第６　監査執行上の除斥

監査の実施に当たっては、地方自治法第 199 条の２の規定により、栗山輝夫監査委員を除斥した。

第７　監査の方法

監査の実施に当たっては、公の施設の管理及び運営に係る委託事務事業が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

１　施設の概要

（１）名　称　　狛江市民ホール（愛称　ＥＣＯＲＭＡ ホール）

（２）所在地　　東京都狛江市元和泉一丁目２番１号

（３）施設等の概要

①　建物概要

ア　再開発ビル（ＥＣＯＲＭＡ１ビル）

構　　造：鉄骨鉄筋コンクリート造

規　　模：地下２階，地上６階，塔屋１階建

建築面積：約２，６１２㎡

延床面積：約１７，９０９㎡

イ　狛江市民ホール（４階から６階部分）

着　　工：平成６年６月

竣　　工：平成７年９月

開　　館：平成７年 11 月

延床面積：４，７４４㎡

②　施設概要

ア　ホール：１，４０４㎡

収容人員：固定席７２８席（うち車椅子席３席）

舞台規模：間口１５ｍ，奥行１２．８ｍ，高さ６ｍ，舞台高さ０．７ｍ

舞台面積：約３４２㎡

客席面積：約６４８㎡

ホワイエ：約４１４㎡

イ　リハーサル室：８５．７３㎡

ウ　楽　屋

楽屋（１）１５㎡，楽屋（２）１４㎡，楽屋（３）１５㎡，楽屋（５）３５㎡

エ　展示・多目的室：２６６．１０㎡
オ　会議室：３４．３９㎡
カ　和　室：３４．６３㎡
キ　事務室：６７．３３㎡
ク　その他諸室：応接室，舞台事務室等

2　指定管理者の選定

（1）指定管理者制度の概要

これまで公の施設の管理運営は、「公共団体、公共的団体など」に限られていた「管理委託制度」であったが、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用するとともに、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的として、平成15年6月、地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、同年9月から施行された。

こうした中、狛江市においても地方自治法の改正に伴い、狛江市第3次行財政改革推進計画において、実施に向けて検討することとなり、指定管理者制度の導入に向けた取り組みがなされ、平成16年12月、指定管理者の手続き等に関し必要な事項を定めた「狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定した。

狛江市民ホールについては、平成18年4月1日より指定管理者制度による管理運営を実施するにあたり、狛江市文化振興事業団が指定管理者として選定された。

（2）選定の経緯

平成7年度から平成17年度

平成7年度に狛江市文化振興事業団が設立され狛江市民ホールの管理・運営を受託。

指定管理期間【第1期】　平成18年度から平成20年度

公募による選定の結果、狛江市文化振興事業団が指定管理者として狛江市民ホールの管理・運営を受託。

指定管理期間【第2期】　平成21年度から平成25年度

公募による選定の結果、狛江市文化振興事業団が指定管理者として狛江市民ホールの管理・運営を受託。

平成23年10月に狛江市文化振興事業団が一般財団法人化され、平成24年4月より一般財団法人として指定管理を開始。

指定管理期間【第3期】　平成26年度から平成30年度

公募によらない選定の結果、一般財団法人狛江市文化振興事業団が指定管理者として狛江市民ホールの管理・運営を受託。

市の委託事業として行っていた「音楽事業」及び「絵手紙事業」を自主事業として受託。

平成25年6月19日　一般財団法人狛江市文化振興事業団に継続の意思を確認
7月　1日　一般財団法人狛江市文化振興事業団より再指定の意思の表明
7月30日　一般財団法人狛江市文化振興事業団より事業計画書及び経営状況等の書類を提出
8月21日　狛江市指定管理者検証委員会　検証
8月30日　狛江市指名業者選定委員会　報告
12月19日　平成25年第4回定例会　可決
平成26年1月16日　再指定の通知及び告示　協定書締結
4月　1日　平成26年4月1日から平成31年3月31日まで、指定管理者として狛江市民ホールの管理・運営を開始

3　狛江市と指定管理者との主な協定内容

（1）狛江市民ホールを適正かつ円滑に管理するために、狛江市は、一般財団法人狛江市文化振興事業団と協定書を締結した。協定書に定める狛江市と一般財団法人狛江市文化振興事業団の主な役割分担等は、次のとおりである。

①　指定者及び管理者は、指定管理者の指定を行うことの意義は、市民ホールの効果的、効率的な施設運営を行い、もって文化の向上と市民福祉の推進に寄与することにあることを確認する。（協定書第2条）

②　指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。（協定書第7条）

③　指定管理者の業務の範囲は、次のとおりである。（協定書第8条、第49条）

〔本業務〕

ア　芸術、文化活動を推進する事業

・　市民が優れた芸術・文化に直接触れることのできる場を提供するため、国内外のアーティスト等による公演を実施すること。

・　音楽によるまちづくりを推進するための事業を実施すること。

・　絵手紙によるまちづくりを推進するための事業を実施すること。

イ　市民ホール並びにその付属設備及び器具を、市民の芸術・文化活動、市民福祉の向上のための利用に供すること。

ウ　市民ホール及び付属設備等の維持・管理を行うこと。

〔自主事業〕

ア　施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により実施すること。

④　業務の執行に当たって得た情報の取り扱いについては、狛江市個人情報保護条例及び狛江市情報セキュリティー基本方針に基づき、個人情報の取り扱いに関する特

記仕様書を遵守し、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。（協定書第 11 条）

⑤　管理物件の改造、増築、移設については、指定者が自己の費用と責任において実施する。また、修繕については、指定者が年度協定書に定める金額の範囲内で、管理者が自己の費用と責任において実施する。（協定書第 18 条）

修繕の限度額	3,500,000 円

⑥　指定者は、備品台帳一覧表に記載されている管理備品を、無償で管理者に貸与する。（協定書第 21 条）

⑦　指定者は、業務実施の対価として、管理者に対して指定管理料を支払う。（協定書第 28 条）

なお、指定管理料の詳細については、年度協定書に基づき、年度の第１回目　４月、第２回目　７月、第３回目　10 月、第４回目　１月として支払うものとする。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指定管理料	94,641,000 円	95,099,000 円	104,223,000 円

平成 25 年度狛江市民ホール指定管理料支払状況

区　分	支払日	金　額
第１回目	平成 25 年４月 16 日	23,777,000 円
第２回目	平成 25 年７月 19 日	23,774,000 円
第３回目	平成 25 年 10 月 21 日	23,774,000 円
第４回目	平成 26 年１月 20 日	23,774,000 円

平成 26 年度狛江市民ホール指定管理料支払状況

区　分	支払日	金　額
第１回目	平成 26 年４月 16 日	26,058,000 円
第２回目	平成 26 年７月 14 日	26,055,000 円

⑧　利用料金は、狛江市民ホール条例の規定に基づき、市民ホール及び付属設備等の利用に係る料金を管理者の収入として収受させる。（協定書第 30 条）

⑨　火災保険については、指定者が付保し、施設賠償責任保険及び施設入場者傷害保険については管理者が付保する。（協定書第 37 条）

4　事業概要

（1）組　織

【一般財団法人狛江市文化振興事業団組織図】　（平成26年8月1日現在）

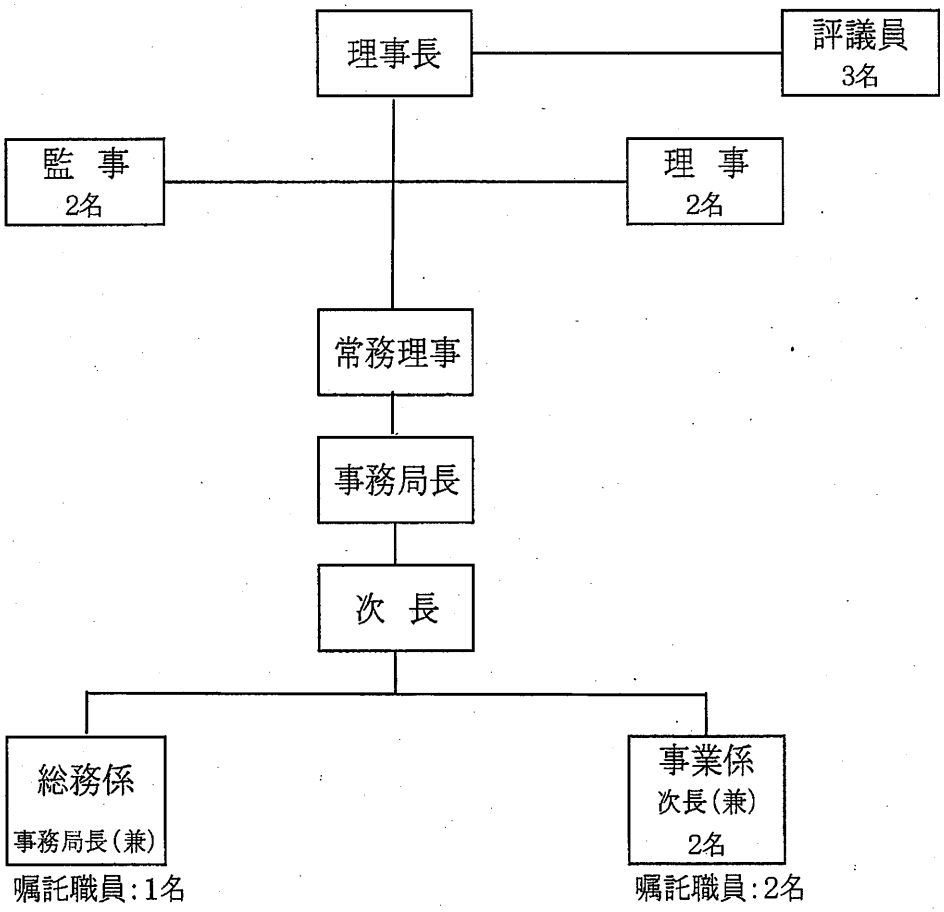

（2）事業の内容

狛江市民ホール（エコルマホール）は、文化・芸術活動を推進する事業を展開するとともに、多くの市民を中心とする利用者に様々な文化・芸術活動の振興を図るため設置された施設である。

一般財団法人狛江市文化振興事業団は、この設置目的を踏まえて、指定管理者として管理運営の５つの基本方針「①公益団体であるとの認識を忘れることなく、常に市民の目線で活動する。②最小の経費で最大の効果を上げるべく、常に事務事業の見直しを行う。③多様な自主事業を実施し、優れた文化芸術を市内外に発信する。④市民の文化芸術活動を支援する中核的な役割を果たす。⑤狛江市の活性化、魅力あるまちづくりに寄与する。」を掲げ、エコルマホールを核とした狛江市民の多様な文化・芸術活動の活性化に向けた事業等を実施している。

文化・芸術推進業務については、基本方針の「③多様な自主事業を実施し、優れた文化芸術を市内外に発信する。④市民の文化芸術活動を支援する中核的な役割を果たす。」を指針とした各種事業を実施している。

自主事業については、ホールやロビー等を使用した鑑賞型・自主制作型・支援型事業のプログラムの実施をしている。

主な内容として、第３期指定管理期間の中長期計画（案）等の検討を諮問するために理事長の諮問機関として設置されたエコルマ懇談会の運営やアートサロンにおいて文化芸術関係団体等との連携を行いその有効活用の推進を図るとともに、「音楽の街ー狛江」エコルマ企画委員会ならびに「絵手紙発祥の地ー狛江」実行委員会と協働して事業の充実を図ることや、ボランティア組織として登録されたエコルマサポーターズと自主事業の運営を行うなど様々な協働を行っている。

また、公演の際の託児室の設置や、効果的な広報活動の充実によりチケット販売などの収入の更なる向上への取り組み等行っている。

施設提供業務については、施設利用料の徴収及び利用受付業務として、マニュアルに基づいた公平・平等な施設予約受付を実施している。

主な取り組みとしてホール及び展示・多目的室の利用者と約１月前に事前打合せを行い、安全確保の指導とともに演出効果の向上に向けた助言や、窓口及び電話での受付時間の延長やエコルマホールで公演等を行う団体・個人からのチケットの受託販売などを行い利用者の利便性の向上に努めている。

施設管理業務については、エコルマホール及びその付属設備等を適切な状態で維持していくために、設備総合管理、機械警備、清掃業務、舞台吊物機構・舞台音響・舞台照明設備保守点検等を行っている。

その他業務としては、法令遵守に基づく利用者の個人情報の管理や、災害緊急時の対応のための職員の体制整備、防災意識の向上と技術の習得のための防災訓練の参加や、職員個々による日常の施設の点検や、定期点検等により安全管理、予防保全を行っている。

また、平成 26 年度より音楽事業及び絵手紙事業を指定管理業務として実施し、市民との協働による文化・芸術の普及及び啓発活動等を行っている。

5　狛江市民ホール及び付属施設の利用状況

区分 / 施設名	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	使用可能単位（A）	使用単位（B）	稼動率（B/A×100）	使用可能単位（A）	使用単位（B）	稼動率（B/A×100）	使用可能単位（A）	使用単位（B）	稼動率（B/A×100）
ホール	933	542	58.1	831	525	63.2	918	531	57.8
展示・多目的室	933	568	60.9	930	593	63.8	930	536	57.6
リハーサル室	933	716	76.7	843	645	76.5	930	754	81.1
楽屋（1）	933	477	51.1	831	474	57.0	930	471	50.6
楽屋（2）	933	459	49.2	831	467	56.2	930	466	50.1
楽屋（3）	933	432	46.3	831	461	55.5	930	462	49.7
楽屋（5）	933	446	47.8	831	461	55.5	930	477	51.3
会議室	933	525	56.3	930	459	49.4	930	514	55.3
和室	933	323	34.6	930	314	33.8	930	314	33.8
合計	8,397	4,488	53.4	7,788	4,399	56.5	8,358	4,525	54.1

6　自主事業

平成23年度　ホール事業19公演（共催公演を含む）、ロビー事業８公演を実施。
なお、震災の影響により、延期したホール事業１公演を実施のほか、当初計画以外の事業として、「被災地支援チャリティライブ」２公演（狛江駅北口交通広場・むいから民家園）を実施。

平成24年度　ホール事業18公演（共催公演を含む）、ロビー事業６公演を実施。

平成25年度　ホール事業19公演（共催公演を含む）、ロビー事業５公演を実施。

【自主事業公演数及び参加者数の推移】

年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
事業(単位:数・人数)	公演数	参加者数	公演数	参加者数	公演数	参加者数
(1) 鑑賞型事業	17	7,761	16	8,179	16	7,570
(2) 自主制作型事業	10	1,778	8	965	8	1,672
(3) 支援型事業	2	1,554	2	1,182	2	770
合計	29	11,093	26	10,326	26	10,012

※　公演数は、のべ回数になります。

（1）鑑賞型事業

ジャンルにこだわらず、質の高い公演を企画し、幅広いニーズに応え低料金で実施する。

① 鑑賞プログラム:ニーズに応えた著名アーティスト、著名団体による鑑賞公演。

② 参加プログラム：市民がプロとともにステージを共有できる参加公演。

③ 親子向けプログラム：親子で楽しめる子供向け公演や若者向けイベント。

④ 未来の観客づくり：鑑賞公演に付随した青少年向けの未来の観客づくり公演。

（2）自主制作型事業

市内在住の文化人・芸術家によるオリジナリティ溢れる舞台創造の発信。

① エコルマアンサンブル：市内在住及びゆかりのクラッシックの音楽家の活動の応援を兼ねた室内楽の公演。

② 市民活動団体とのコラボレーション企画の実施：狛江市商工会等から依頼を受け式典及び記念公演の企画・運営。

③ オープンハウスを年１回実施し、開かれた施設として市民に開放。

（3）支援型事業

市民の文化活動を支援する目的で、積極的に活動する団体や新人・若手への助成・応援。

7　収支の状況（平成 25 年４月１日～平成 26 年８月 31 日）

（単位:円、%）

年度		平成25年度		平成26年度	
項目		(4月-3月)	構成率	(4月-8月)	構成率
収入	指定管理料	95,099,000	59.3%	52,113,000	56.2%
	利用料	28,281,335	17.6%	21,825,215	23.6%
	自主事業	24,142,565	15.1%	13,856,600	15.0%
	その他	12,761,363	8.0%	4,858,992	5.2%
	合計	160,284,263	100.0%	92,653,807	100.0%
支出	事業費	104,528,448	66.2%	31,542,360	49.6%
	管理費	45,855,600	29.1%	21,647,257	34.0%
	音楽の街事業費	2,510,960	1.6%	397,980	0.6%
	絵手紙事業費	835,460	0.5%	161,850	0.3%
	市民還元費	406,684	0.3%	367,256	0.6%
	修繕費	3,675,000	2.3%	0	0.0%
	その他	10,423	0.0%	9,480,000	14.9%
	合計	157,822,575	100.0%	63,596,703	100.0%
収支差引額		2,461,688		29,057,104	

第８　監査の結果

狛江市民ホールの指定管理者である一般財団法人狛江市文化振興事業団及び所管課である市民生活部地域活性課について、指定管理に係わる事務・業務の執行及び管理運営が関係法令等の定めるところにより、適正かつ効率的に執行されているか、提出資料及び関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

その結果については、おおむね適正に執行されているものと認められたものの、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる。

所　管　課

１　公募によらない指定管理者再指定について

平成 26 年度から平成 30 年度までの狛江市民ホールの指定管理者については、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項に基づき、公募によらない指定管理者の再指定とし、公募によらない指定管理者再指定に関する指針の３、公募によらない指定管理者再指定の手続に基づき、指定管理者検証委員会を設置し検証している。

委員会は、狛江市指定管理者検証委員会設置要綱第３条に基づき、企画財政部長、施設主管部長、施設主管課長の３名で構成されており、内部的評価になりがちなことから、学識経験者等を委員に充てるなど、第三者による外部的評価の視点を取り入れることも必要と思われるため、他市の状況も踏まえ、検討していただきたい。

２　成果配分について

成果配分については、狛江市民ホールの管理に関する協定書（平成 26 年４月１日から平成 31 年３月 31 日）第 34 条第１項において、「管理者は、毎事業年度の管理業務に係る収支状況の実績数値に基づき、利用料金について実績収入額が当初予算額を超えた場合は、実績収入額から当初予算額を差し引いた金額の 50%相当額を指定者に納入するものとする。」と定められている。

成果配分の考え方は、指定管理者の経営努力に対するインセンティブとして配慮するか、指定管理料の精算として考えるかなどにより異なるが、一般的には、当該年度の収入額と支出額の収支差額により求めることが分かりやすいと考えられるため、他の指定管理者や他市等の事例も参考に検討していただきたい。

３　施設の修繕計画について

平成７年 11 月の開館以来、狛江市民ホールは文化・芸術の鑑賞の機会を創出するとともに文化・芸術振興の拠点施設として、地域住民等に文化活動の場を提供してきたが、舞台機構、音響、照明等の舞台設備全般において、経年劣化が著しい状況となり、

平成24年度から狛江市民ホール舞台設備修繕計画により修繕を実施している。

引き続き、修繕計画に基づく修繕を実施することにより、文化・芸術ホールとしての魅力を確保するよう努めていただきたい。

指定管理者

1　施設利用率の向上について

最終年度を迎える中長期計画（事業実施計画）において、ホール及び展示・多目的室の目標稼働率を65.5%としているが、平成25年度のホールの稼働率は57.8%となり達成率は88.2%、前年度より5.4ポイント減少しており、展示・多目的室の稼働率は57.6%となり達成率は87.9%、前年度より6.2ポイント減少している。

リピーターの確保、自主事業及びＰＲ活動に努力し、更なる創意工夫により、施設利用率の向上に努めていただきたい。

2　会計処理に関する事務について

（1）提出資料において、一部不適切な記載が見受けられたため、ダブルチェックなどにより十分な確認作業を行い、適切な事務処理にあたるよう努めていただきたい。

（2）財務会計規程において、「金銭の支払い方法は、原則として銀行振込によるものとする。」と定められている。現在、ＡＴＭによる銀行振込を行っているが、振込手数料を削減する方策について検討していただきたい。

3　事業コンサルタントについて

事業コンサルタントについては、他市の市民ホール等では設置されていない状況もあり、各事業を実施する際には、音楽の街ー狛江 エコルマ企画委員会により運営等されていることから、今後、事業コンサルタントの役割の整理を含め、必要性についても検討していただきたい。

第9　指定管理者の成果

狛江市民ホールに指定管理者制度を平成18年度から導入して、本年度で9年目を迎えた。

ホールの稼動率は、指定管理者制度以前の平成17年度には46.1%だったものが、平成25年度には57.8%と増加しているものの、目標稼働率65.5%には届かず利用促進に向け更なる努力が必要と思われる。

しかしながら、利用促進に向け受付窓口時間の延長及び託児サービスを開始し、自主事業の中長期計画の検討を諮問する機関として、市内文化芸術団体や市民で構成されたエコルマ懇談会の設置や自主公演への支援及びＰＲ等を行う登録制のボランティ

ア組織エコルマサポーターズの立ち上げなど、事業団のみの事業実施ではなく市民協働により事業を進めている。また、市民協働の推進や文化・芸術活動に取り組む市民のためにアートサロンを開設することで、市民団体や若手音楽家の支援・育成にも取り組むなど、独自の工夫をこらし地域社会の文化向上に積極的に取り組む姿勢は評価すべきところである。

市民に愛される親しみやすい市民ホールとしてはもとより、都心からのアクセスも良く、駅から一、二分という立地条件に恵まれた施設である狛江市民ホールが、市内外の文化・芸術振興の拠点として更に発展するよう施設管理及び事業運営に努めていただきたい。

4　監査に係る措置結果

狛監
25.5.30

狛企秘発第 100075 号
平成 25 年 5 月 30 日

狛江市監査委員
栗山　輝夫　様
佐々木　貴史　様

狛　江　市　長
高　橋　都　彦

定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 25 年 3 月 25 日付け狛監委発第 100100 号により、定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のように通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（企画財政部）

秘書広報室

1　「広報こまえ」について

市が行う施策、その他必要な事項を市民に周知徹底し、市民の意思を市政に反映させるために「広報こまえ」を発行しているが、誤植による訂正記事の掲載が数件見受けられた。

広報紙の編集については、各担当課等からの原稿の入稿から最終原稿の校了までの２重・３重の確認体制を構築することを要望する。

また、市民の方々に市政情報その他の情報を正確に伝えられるよう、「見やすい、わかりやすい広報紙」の紙面編集に努めていただきたい。

講じた措置

誤植防止対策として、広報原稿に対してチェックすべき重要な事項、箇所を担当間での共通認識とし、複数の職員により随時修正した箇所の内容確認を校了までの間に行っている。あわせて職員同士で読み合わせを行うことにより誤植防止のみに留まらず、簡素で適切な表現による広報作りを心掛けている。

平成25年度からは広報紙で使用している文字にユニバーサルデザインフォントを使用し、年５回程度は二色刷りにするなど、見やすくわかりやすい紙面編集をするとともに、「行政けいじばん」や「インフォメーション」などには凡例を用いるなど紙面を効率的に使用することにも努めている。

政　策　室

1　コピーサービスの収入金について

市庁舎２階及び４階に設置してあるコピー機の利用に伴う収入金について、現在に至るまで未調定、未収入の状況が見受けられた。

コピー機の収入金については、金額の多寡に係わらず、定期的な歳入管理を行うよう適切な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

月ごとに定期的にコピー機の収入金を確認し、歳入を計上するように対応する。

2　公印の管理について

政策室で管理されている東京都狛江市及び東京都狛江市長の公印について、各担当課等における一般文書用として適正に使用されているものの、持ち回り決済による公印の押印については、政策室職員以外の職員により押印がなされている状況が見受けられた。

このような場合についても、政策室職員が公印を押印するか、もしくは政策室以外の職員の公印の使用状況を把握する使用簿等を整備し、公印の取り扱いに厳正を期し、更なる管理体制の充実に努めていただきたい。

講じた措置

政策室職員が押印することが原則であるが、やむを得ず政策室以外の職員が押印する場合には、政策室職員に了解を得て、使用簿に記載したうえで押印するよう厳正なる公印の取り扱いを徹底する。

財　政　課

1　予算編成時の見積書について

各担当課等において予算要求の際に提出される見積書について、十分に内容の精査をされていると思われるが、歳出の抑制のためにも、見積書はもとより仕様書等も併せて精査するなどし、効果的・効率的な行財政運営に努めていただきたい。

講じた措置

予算要求の際、見積書については2社以上から取るように依頼し、仕様書についても提出していただいている。仕様の見直しについても予算説明会でお願いはしているが、今後は財政課においても、予算編成過程において、より一層の精査に努め、効果的・効率的な行財政運営に努めていく。

2　債権管理について

平成25年1月1日から債権管理条例が施行されたが、債権の保全及び回収等のため、関係課等との連携、協力体制など積極的に取り組み、債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に努めていただきたい。

講じた措置

債権管理条例の施行に伴い、これまで時効の援用が無く、不納欠損ができなかった債権について、担当課から台帳等を提出いただき内容を確認し、条例第7条の規定に基づき、平成25年3月29日付けで別紙のとおり債権を放棄した。今後は未収債権について、関係各課における督促や催告など適正な債権回収業務を支援するとともに、財政課においては内容を確認のうえ、支払督促の実施などに取り組んでいく。

市史編さん室

1　平成32年度に市制施行50周年を迎えるにあたり、新狛江市史の刊行を目指し事業を実施しているが、事業の進捗管理に配慮しつつ、市民の方々が狛江市をふるさとと誇れるような、また興味をもっていただけるような魅力ある事業の展開を行うよう努めていただきたい。

講じた措置

市史編さん事業は、平成24年度に市史編さん委員会を設置し、編さん事業の基本構想、基本方針等の策定をしたところである。基本構想に「市民と地域に対する理解と愛着を喚起し、次世代への継承と地域文化の創造へ繋げる便とする」を掲げ、基本計画にそのための推進事業を盛り込んでいる。

平成24年度においては、平成25年3月に市民の方々に向けた「新狛江市史入門講座」と題する講演会を2回開催し、延べ139名の参加があった。平成25年度以降も、引き続き市民向けの講演会、各種講座、展示会等の実施を予定している。

2　委員等の報償について

市史編集専門員4名は市史編さん委員を兼務しており、市史編集専門員は月額、市史編さん委員は日額で報償が支給されているため、委員の報償が重複して支給されているように見受けられるので、委員の報償について精査するよう要望する。

講じた措置

市史編さん委員報償は、委員会の出席に対して日額で、市史編集専門委員報償は、委員の恒常的な調査・研究活動等に対する報償であり、お互い所掌範囲が異なる活動内容に対して支払いしているものである。しかし、兼務の委員については重複支払いであるという指摘を受け、兼務の委員に対しては編集委員報償のみの支払いに改めていく。

狛江市債権管理条例に基づく債権放棄について

債権放棄日　平成25年3月29日

放棄事由	債権放棄額	債権名	放棄額	人数	期別件数
条例第7条第1号該当	4,208,500	緊急援護資金貸付金	2,065,000	32	357
		入院差額室料資金貸付金	546,900	5	35
		配食サービス利用料	15,600	3	3
		学童保育所育成料	982,000	32	247
		小学生クラブ育成料	25,000	2	5
		延長保育料	574,000	43	177
条例第7条第2号該当	0				
条例第7条第3号該当	0				
条例第7条第4号該当	0				
条例第7条第5号該当	0				
条例第7条第6号該当	0				
条例第7条第7号該当	0				
合計	4,208,500				

狛市地発第 101060 号
平成 25 年 3 月29日

狛江市監査委員
栗 山 輝 夫 様
佐々木 貴史 様

狛江市長
高 橋 都 彦

平成 24 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 1 月 21 日付け狛監委発第 100085 号により、平成 24 年度財政援助団体監査の結果に措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

狛監
25.4.-3
第 量
受付

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（地域活性課）

1　施設使用料について

野川・上和泉・岩戸・南部地域センター運営協議会に地方自治法第 243 条、同施行令第 158 条及び狛江市会計事務規則(以下「規則」という。)第 34 条の規定に基づき、収入事務受託者として施設使用料の収納を委託している。

規則第 35 条第 1 項第 4 号の規定に基づく「収納した現金は、速やかに指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。」の定めは、本来、収入事務受託者の収納に関する事務であるが、地域活性課の職員が野川・上和泉・岩戸・南部地域センターから直接施設使用料を回収し、指定金融機関に納付していた。

また、自動券売機で収納した施設使用料については、収納した現金と券売機のジャーナルを精査した後に指定金融機関へ納入しているが、収納した現金と券売機のジャーナルによる精査に加え、使用申請書との精査を行うなど、なお一層の公金の適切な処理を行っていただきたい。

以上、二点を改善するよう要望する。

講じた措置

地域活性課において金額が空欄の納付書を作成して、予め運営協議会に渡しておき、納付書を利用して収納した現金を指定金融機関に払い込む方式に改善いたしました。

払い込みの際には、運営協議会から地域活性課に払い込みの金額を連絡し、地域活性課において事前に歳入調定の処理を行うこととする。

なお、使用申請書との精査については、自動券売機でまとめて券を購入する方がいることや、他の施設で使用できる共通券を購入できることから、収納した現金と自動券売機のジャーナルについては一致をするが、必ずしも使用申請書とは一致をするものではないため、従来どおりの対応とさせていただきたい。

2　損害賠償責任保険について

地域センター自主運営に関する協定書第７条の規定により、「損害賠償等については、地域センター運営協議会に故意又は重大な過失がないときに限り、狛江市において損害賠償責任を負う。」と定められているが、万が一、地域センター運営協議会に故意又は重大な過失があった場合は、地域センター運営協議会が損害賠償責任を負うこととなるため、損害賠償責任保険に未加入の地域センター運営協議会については、地域活性課と協議や検討を行うようお願いする。

講じた措置

損害賠償責任保険については、運営協議会助成金の中より支出をして、平成25年度より加入をするよう、指示をいたしました。

3　避難訓練等について

地域センターおいて火災、震災、その他の災害が発生した際に、人的、物的被害を最小限にとどめるためにも、避難訓練を実施することが必要と思われる。

避難訓練を実施していない地域センターについては、毎年定期的に消防署等の協力を得ながら、ＡＥＤ操作の普通救命講習も含めた避難訓練を実施するよう、地域活性課が指導するよう要望する。

講じた措置

現在、避難訓練を実施できていない一部の地域センターを含め、利用者が集まる機会を捉え、避難訓練を実施するよう、また、避難訓練の際には消防署に協力を求め、ＡＥＤ操作の普通救命講習を含めた訓練を実施できるように依頼をいたしました。

狛監
26.4.21
第　号
受付

狛教教社発第100032号
平成26年4月21日

狛江市監査委員
栗山　輝夫　様
佐々木　貴史　様

狛江市教育長
有馬　守一

定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成26年3月20日付け狛監委発第100106号により、定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（教育部）

社会教育課

1　補助金の交付手続について

補助金交付要綱の規定では「補助金の交付手続は、「狛江市補助金等交付規則」による。」とされているが、交付申請は狛江市教育長に申請され、交付決定は狛江市長で通知されているなど、交付要綱とは不整合な部分が見受けられた。

補助金の交付手続について、補助金の所管である財政課及び法制担当の政策室と精査するなどし、適正な事務処理をするよう努めていただきたい。

講じた措置の内容

不整合の要因であった「狛江市郷土芸能保存に対する補助金交付要綱」を廃止し、新たに「狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱」を制定し、「狛江市補助金等交付規則」との整合性を図っていきます。新要綱の設置については法制担当と精査しながら進めてまいります。

公　民　館

1　財務会計システムの伝票事務について

支出負担行為伺兼支払命令書を財務会計システムにより起票されているが、重複した伝票による取消漏れが多数見受けられた。

財務会計システムにより伝票を起票する際には、十分に内容を確認することはもとより、重複した伝票による取消漏れがないよう、適正な伝票事務に努めていただきたい。

講じた措置の内容

財務会計システム入力者が責任を持って取り消しがあれば取り消し操作を行なうよう職員に徹底します。

庶務担当者が毎月財務会計システムを再度確認し、館長へ報告するとともに再発防止に努めます。

2　講師等の謝礼について

市民の自発的な学習活動や人と人とを結ぶ交流の場として、各世代に向けた事業を

開催しているが、その一部において、講師謝礼が過少に支払われているものが見受けられた。

講師等の謝礼については、講師等に対する謝礼等の支払い基準にもとづき、内容を十分に確認するなどし、適正な事務処理により予算執行するよう努めていただきたい。

講じた措置の内容

講師等に対する謝礼等の支払い基準に基づき、予算執行時には予算明細書及び伝票決裁時に複数の職員により確認し、適正な事務処理を行い再発防止に努めます。

図　書　館

1　中央図書館の祝日開館及び平日開館時間延長について

平成25年度において、中央図書館の祝日開館の試行を4日間、平日開館時間延長（午後7時までの閉館時間を午後8時まで）の試行を14日間実施され、図書館の利用者ニーズの検証を踏まえ、平成26年4月から開館時間を平日午前10時から午後8時まで、土・日・祝日・12月28日午前10時から午後6時まで、休館日を毎週火曜日、5月の連休、12月29日から1月4日等として実施をする。

中央図書館の祝日開館及び平日開館時間延長の取り組みにより、図書館サービスの充実を図り、図書館利用者への利便性向上のため、ひいては利用率向上につなげるよう努めていただきたい。

講じた措置の内容

教育委員会、庁議、総務文教常任委員会へ報告をし、平成26年4月から実施します。

2　図書館情報システムの不正利用について

図書館職員が図書館情報システムを不正に操作し、貸出期限や冊数の制限を超え不正に貸し出しを受けていたとして徴戒処分となった。

公務員に対し市民や社会から厳しい目が向けられており、このような行為は市民からの信頼を失うものであり、今後、市民の信頼を裏切らないよう職務に専念していただきたい。

講じた措置の内容

システム担当者と予約担当者で、システム環境を常に確認するようにした。また、現在カウンター事務マニュアルを4月中に作成できるよう作業を進めています。その後は図書館職員全員で市民の信頼を裏切らないよう職務に専念していきます。

狛監
27.2.26
第　号
受付

狛児児発第 101376 号
平成 27 年 2 月 26 日

狛江市監査委員
　栗山輝夫　様
　佐々木貴史　様

狛江市長
　高　橋　都　彦

平成 26 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 1 月 19 日付け狛監委発第 100084 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（児童青少年課）

1　狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、児童福祉法の改正に伴う要綱の改正がなされていない部分、文言の整理等が必要な部分が見受けられた。

現行の要綱を十分精査し、整備するよう要望する。

講じた措置の内容

児童福祉法の改正に合わせて文言を修正して要綱を改正し、平成26年12月3日付けで公布いたしました。

2　要綱第8条で規定されている請求について

（1）　請求書において、過誤払の調整を行った部分が見受けられた。

支払いについては、毎月、請求内容を十分に確認し、適正な事務処理を行うよう要望する。

講じた措置の内容

過誤払等が生じないよう、複数の職員で請求内容を確認し、適正な事務処理に努めます。

（2）　請求書における「都基準」及び「市費運営費」の名称が、間違って記載されている部分が見受けられた。

要綱の規定に基づく様式を整備するよう要望する。

講じた措置の内容

各保育園からの請求書を確認し、正しい文言に修正いたしました。

3　補助金の実績報告書を受けた場合、審査等により適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書による通知が必要と思われる。

現行の要綱には規定がないことから、適正な事務処理を行うため要綱の整備を検討するよう努めていただきたい。

講じた措置の内容

補助金の実績報告書を受け、審査等により適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書により通知するように要綱を整備します。

4　保育料における負担の公平性の観点から、滞納保育料の徴収については、積極的に取り組むことが極めて重要である。

現年分については、早期に電話及び文書による納付催告などを行うことはもとより、過年度分については、滞納処分も踏まえながら、滞納保育料の解消に向け取り組むよう要望する。

講じた措置の内容

保育料負担の公平性の確保のため、現年分は、早期の電話及び文書による納付催告、翌年度継続の手続きの際に未納保育料を事前に納入していただいたうえ必要書類を配布することで、未納が累積しないよう取り組みます。過年度分については、預金の差押や保護者同意に基づく児童手当からの徴収により、滞納保育料の解消に努めます。

狛監
27.2.-4
第　号
受付

狛市地発第100717号
平成27年2月4日

狛江市監査委員
佐々木　貴史　様

狛江市長
高　橋　都　彦

指定管理者監査の結果に基づく措置について(通知)

平成26年12月12日付け狛監委発第100077号により、指定管理者監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（地域活性課）

所管課

1　公募によらない指定管理者再指定について

平成26年度から平成30年度までの狛江市民ホールの指定管理者については、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公募によらない指定管理者の再指定とし、公募によらない指定管理者再指定に関する指針の3、公募によらない指定管理者再指定の手続に基づき、指定管理者検証委員会を設置し検証している。

委員会は、狛江市指定管理者検証委員会設置要綱第3条に基づき、企画財政部長、施設主管部長、施設主管課長の3名で構成されており、内部的評価になりがちなことから、学識経験者等を委員に充てるなど、第三者による外部的評価の視点を取り入れることも必要と思われるため、他市の状況も踏まえ、検討していただきたい。

講じた措置

指定管理者検証委員会の委員構成については、他市の状況を踏まえ、外部的な評価の視点を取り入れることを検討します。

2　成果配分について

成果配分については、狛江市民ホールの管理に関する協定書（平成26年4月1日から平成31年3月31日）第34条第1項において、「管理者は、毎事業年度の管理業務に係る収支状況の実績数値に基づき、利用料金について実績収入額が当初予算額を超えた場合は、実績収入額から当初予算額を差し引いた金額の 50％相当額を指定者に納入するものとする。」と定められている。

成果配分の考え方は、指定管理者の経営努力に対するインセンティブとして配慮するか、指定管理料の精算として考えるかなどにより異なるが、一般的には、当該年度の収入額と支出額の収支差額により求めることが分かりやすいと考えられるため、他の指定管理者や他市等の事例も参考に検討していただきたい。

講じた措置

成果配分の考え方について、他の指定管理者や他市等の事例も参考に検討します。

3　施設の修繕計画について

平成７年 11 月の開館以来、狛江市民ホールは文化・芸術の鑑賞の機会を創出するとともに文化・芸術振興の拠点施設として、地域住民等に文化活動の場を提供してきたが、舞台機構、音響、照明等の舞台設備全般において、経年劣化が著しい状況となり、平成 24 年度から狛江市民ホール舞台設備修繕計画により修繕を実施している。

引き続き、修繕計画に基づく修繕を実施することにより、文化・芸術ホールとしての魅力を確保するよう努めていただきたい。

講じた措置

今後も引き続き狛江市民ホール舞台設備修繕計画に基づき、計画的かつ効率的に修繕を進めることで、文化・芸術ホールとしての魅力を確保し、市民サービスの維持・向上を図ります。

指定管理者

1　施設利用率の向上について

最終年度を迎える中長期計画（事業実施計画）において、ホール及び展示・多目的室の目標稼働率を 65.5％としているが、平成 25 年度のホールの稼働率は 57.8％となり達成率は 88.2％、前年度より 5.4 ポイント減少しており、展示・多目的室の稼働率は 57.6％となり達成率は 87.9％、前年度より 6.2 ポイント減少している。

リピーターの確保、自主事業及びＰＲ活動に努力し、更なる創意工夫により、施設利用率の向上に努めていただきたい。

講じた措置

利用率の向上については、リピーターの更なる獲得、PR 活動の新たなチャンネルの発掘など、今後とも利用率の向上に努めます。

2　会計処理に関する事務について

（1）提出資料において、一部不適切な記載が見受けられたため、ダブルチェックなどにより十分な確認作業を行い、適切な事務処理にあたるよう努めていただきたい。

（2）財務会計規程において、「金銭の支払い方法は、原則として銀行振込によるものとする。」と定められている。現在、ＡＴＭによる銀行振込を行っているが、振込手数料を削減する方策について検討していただきたい。

講じた措置

（1）適切な事務処理のため、チェック体制を再度徹底し、不適切な事務処理が起こらないよう厳格な事務処理に努めます。

（2）振込手数料を削減する方策について検討します。

3　事業コンサルタントについて

事業コンサルタントについては、他市の市民ホール等では設置されていない状況もあり、各事業を実施する際には、音楽の街ー狛江 エコルマ企画委員会により運営等されていることから、今後、事業コンサルタントの役割の整理を含め、必要性についても検討していただきたい。

講じた措置

第2期指定管理期間において、それまで以上に他ジャンルにわたる様々な事業を企画・実施することとなり、また「音楽の街ー狛江」推進事業の業務移管も行われ、当時の職員体制では対応が難しいところから、専門的な知識のある狛江在住のプロの音楽家にアドバイスと実施のお手伝いをお願いしています。

しかし、平成 26 年度より職員1名を増員し、今後も事業等を企画・運営していく中で、事業コンサルタントのあり方も含め検討します。

登録番号（刊行物番号）
H27－5

狛 江 市 の 監 査 平 成 27 年 版
（平成26年4月～平成27年3月監査結果）

平成27年5月発行
発行　狛江市
編集　狛江市監査委員事務局
狛江市和泉本町一丁目1番5号
TEL　03-3430-1111（代）
印刷　庁内印刷（頒布価格110円）